

平成 25 年 1 月 15 日総会決定  
平成 25 年 4 月 12 日 改訂  
令和2年 4 月 11 日 最終改訂

## 医療被ばく研究情報ネットワーク会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本組織は、医療被ばく研究情報ネットワークと称する。その英文名は、Japan Network for Research and Information on Medical Exposure(略称 J-RIME)とする。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 医療被ばくの実態及び医療放射線防護に関連ある研究情報の収集及び共有化をはかり、国内外の医療被ばく研究の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)総会、研究会等の開催
- (2)医療被ばく関連の研究情報の収集・共有・公開に関すること
- (3)医療被ばく関連の国際機関への対応に関すること
- (4)機関誌の刊行・HP での情報発信
- (5)国内外の関連学協会及び団体との協力及び連携活動
- (6)その他、この組織の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(構成員)

第4条 この組織に、次の会員を置く。

- (1)団体会員 この組織の目的に賛同し、この組織の対象とする領域において専門の学識、技術又は経験を有する団体
- (2)個人会員 この組織の目的に賛同し、この組織の対象とする領域において専門の学識、技術又は経験を有する者

(会員資格の取得)

第5条 この組織の目的に賛同する団体又は個人は、総会における承認により、会員資格を得る。

(会員資格の喪失)

第6条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1)退会した時
- (2)当該会員の団体が解散し、又は個人が死亡した時
- (3)総会で決議された時

## 第4章 役員、運営

(代表)

第7条 この組織に、代表1名を置く。

(代表の選任)

第8条 代表は総会において選出される。

(代表の任期)

第9条 代表の任期は2年とし、再任を妨げない。

(代表代行)

第10条 この組織に、代表代行を置くことができる。代表代行は、代表を補佐し、その指示に基づき代表の職務の一部を代行する。

(代表代行の選任)

第11条 代表代行は、総会の承認を得て、代表が選任する。

(ワーキンググループ)

第12条 この組織の事業を実施するために、ワーキンググループを設置できる。

(事務局)

第13条 本組織の事務局を量子科学技術研究開発機構・放射線医学総合研究所内に置く。

## 第5章 総会

(構成)

第14条 総会は、すべての会員をもって構成する。

代表は必要に応じて、この組織の目的に賛同し、この組織の対象とする領域において専門の学識、技術又は経験を有する、会員でない者又は団体に、出席を依頼できる。

(開催)

第15条 総会は、定時総会として年に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、代表が招集する。

会員は、代表に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

## 第6章 その他

(規約の変更)

第17条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。

## 附則

1. 本組織の活動に係る費用は、原則、それぞれの活動に参加する会員が負担するが、運営(情報連絡、WEB 運営)に係る資金は量子科学技術研究開発機構・放射線医学総合研究所が負担する。